

令和2年4月24日
堺市契約課

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた 建設工事及び工事関連業務に係る事後審査書類及び契約書類等の提出について

令和2年4月7日に内閣総理大臣より、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）に関する緊急事態宣言が発出されたことに伴い、感染症拡大防止の観点から、令和2年4月発注及び令和2年5月発注予定の予定価格250万円超の建設工事及び予定価格100万円超の工事関連業務に係る提出書類を下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1. 事後審査書類

事後審査書類については、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して2日後（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）の午後5時までに契約課へ提出することとしていますが、提出期限を落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して4日後（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）（必着）までに延長し、原則として、郵送で提出することとします。

このことに伴い、電子調達システムの添付機能を利用し、入札参加資格審査申請時に提出することとしている「一般競争入札参加資格審査に係る誓約書」については、「2日後（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）の午後5時までに」を「4日後（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）（必着）までに、原則、郵送で」と読み替えるものとします。

なお、やむを得ず窓口へ持参する場合は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して4日後（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）の午後5時までに、契約課窓口を設置する受付箱に提出してください。

2. 契約書類及び着手関係書類（契約課提出分）等

契約書類及び着手関係書類（契約課提出分）等については、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）に契約課へ提出することとしていますが、原則として、郵送で提出することとします。

なお、やむを得ず窓口へ持参する場合は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）の午後5時までに、契約課窓口を設置する受付箱に提出してください。

また、契約締結後の契約書については、後日、受注者へ返送しますが、契約書類及び着手関係書類（契約課提出分）等の送付時に返信用封筒等を同封していただく必要はありません。